

落語「後見爺さん」から学ぶ、

成年後見制度



落語家 桂ひな太郎

新作・成年後見落語の誕生

編集部 桂ひな太郎さんは、古典落語だけでなく、成年後見制度をテーマにした新作落語も演じられ、一般の方々にも成年後見制度を理解してもらうための活動を積極的にされています。そもそも成年後見落語を演じられるようになったきっかけは何だったのでしょうか？

桂ひな太郎 成年後見制度の普及と、この制度を積極的に支える組織として、日本司法書士会連合会が設立した公益社団法人「成年後見センター・リーガルサポート」という団体があります。その群馬支部が2004年12

かつら・ひなたろう
1952年、群馬県安中市生まれ。77年、古今亭志ん朝に入門。「志ん坊」の名前で前座を務める。81年、二つ目に昇進して「志ん上」に改名。93年、真打ちに昇進。古今亭志ん朝師匠の他界に伴い、2003年九代目桂文案門下に入門し、桂ひな太郎を名乗る。05年、成年後見落語をNHKハートフォーラムで発表。88年に、NHK新人演芸コンクール落語部門最優秀賞受賞。91〜93年には、日刊スポーツ新聞社主催「日刊飛び切り落語会」奨励賞(現・飛び切り大賞)を連続受賞。93年に国立演芸場主催の「花形演芸会」で花形演芸大賞を受賞。

月に企画した市民講座への出演依頼があったのです。私は一般庶民の立場で、成年後見制度に詳しい専門家に質問する役として出演。この時に、高齢化社会における成年後見制度の必要性を強く感じました。

その翌年の05年、群馬県前橋市でNHKフォーラム「老いても自分らしくあるために―成年後見とは―」と題した講演会を開催するので、今度は成年後見制度を題材とした新作落語を作って口演してほしいという話がきました。古典落語をやってきた私が、これを機に新作落語にとりくむことになったのです。

編集部 その新作落語が、成年後見落語「後見爺さん」ですね。
桂ひな太郎 そうです。あらすじは、ザッとこんな感じです。お母さんが認知症になり、息子はどうしていいのかわからず、おじさんに相談に行きます。相談されたおじさんは近所の司法書士に相談に行くのですが、この司法書士が仕事よりも趣味のそば打ちが生きがいという風変わりな人。山盛りのそばを一生懸命食べて、やっと思いで相談ののってもらくと、成年後見制度の利用をすすめられて、ひと安心。ところが…
実は最初、笑いがまったくといっていいほど取れなかったんです。でも何回も口演を繰り返して、ネタの試行錯誤を重ねるうちに徐々に笑いが取れるようになっていきました。とはいえ、この落語は成年後見制度に興味を持ってもらうための導入部。落語の後の講演会で専門家から詳しく説明していただき、みなさんに理解を深めてもらいます。

ただ、多くの弁護士や司法書士の方がおこなう成年後見制度の講演会というのは、難しい専門用語が使われ、一般の人たちには理解しにくいんですね。そこで私が落語だけでなく講演会にも参加させていただいて、成年後見制度とは何なのか、みなさんにわかるように、かみ砕いて説明するようにしています。

「成年後見制度」って、何？

編集部 現在、認知症の高齢者が462万人を超え、65歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍だといわれています。これからの高齢化社会で成年後見制度は必ず必要になるものですが、制度そのものがまだまだ知られていません。

桂ひな太郎 00年4月に介護保険制度といっしょにできたのが、この成年後見制度です。介護保険制度を利用して介護サービスを受けたり、施設に入るためには契約が必要ですが、認知症や知的障害などのある人は、判断能力が不十分なために契約ができない場合があります。そういう方たちのために、しっかりと契約が成立できるように法律的な支援をするのが成年後見制度です。介護保険制度と成年後見制度は、車の両輪として動くように作られたものです。もちろん成年後見制度は、介護保険制度を補うだけではありません。不動産や預貯金などの財産を管理したり、遺産分割の協議をするなど、適用範囲が広いのが特長です。

編集部 最近、一人暮らしの高齢者が

悪徳商法の被害にあったという話をよく耳にします。成年後見制度を上手に利用することで、こうした被害を防ぐこともできますね。
桂ひな太郎 そうです。認知症の人に親切そうに寄り添い、信用させてからお金を使い込んだり、ひどい場合には生前贈与だといって1千万円のお金を銀行から引き出させる事件も起きています。こうしてお金をだまし取られても、被害者本人の判断力が不十分ですから、すぐには発覚しにくい。それに、こうした犯罪者は、お金をだまし取ったのではなく、もらったと主張します。そうすると、犯罪として証明するためには裁判をしないといけないんです。犯罪者は、仮に裁判になって負けても平気です。民事裁判ですから、例えば2千万円をだまし取っても、妥協案として1千万円を返済すると書類を書いて、実際には支払わない。払わないと、また裁判をすることになるのですが、被害者は高齢ですから、裁判が長引けば認知症が進行するかもしれない。犯罪者はこうして時間稼ぎをする。堂々と居直っているのが現状なんです。こういう事件は、これからますます

任意後見制度と法定後見制度

任意後見制度	法定後見制度
判断能力が不十分になる前	判断能力が不十分になった後
将来、判断能力が不十分になった時に備え、元気なうちに「誰に」「どのような支援をしてもらうか」などを事前の契約によって自ら決めておく制度。	すでに判断能力が不十分になった人に代わって、家庭裁判所が決めた後見人が法律行為をする制度。

語「後見爺さん」ですね。
桂ひな太郎 そうです。あらすじは、ザッとこんな感じです。お母さんが認知症になり、息子はどうしていいのかわからず、おじさんに相談に行きます。相談されたおじさんは近所の司法書士に相談に行くのですが、この司法書士が仕事よりも趣味のそば打ちが生きがいという風変わりな人。山盛りのそばを一生懸命食べて、やっと思いで相談ののってもらくと、成年後見制度の利用をすすめられて、ひと安心。ところが…
実は最初、笑いがまったくといっていいほど取れなかったんです。でも何回も口演を繰り返して、ネタの試行錯誤を重ねるうちに徐々に笑いが取れるようになっていきました。とはいえ、この落語は成年後見制度に興味を持ってもらうための導入部。落語の後の講演会で専門家から詳しく説明していただき、みなさんに理解を深めてもらいます。

成年後見人の主な仕事と責任

成年後見制度の理念

自己決定(自律)の尊重

本人の意思や生き方を尊重すること

残存能力の活用

本人の残された能力を最大限に活用すること

ノーマライゼーション

障害の有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らすこと

財産管理

日常生活の金銭管理から重要財産の維持・処分までをおこなう

- 印鑑や通帳などの管理
- 銀行など金融機関との取引や契約行為
- 日常的な生活費の送金、日用品の購入
- 年金、土地・貸家の賃料など収入・支出の管理
- 不動産を含む財産の管理・処分

身上監護

健康に配慮し、安心した生活がおくれるように治療や介護などに関する契約をおこなう

- 介護保険などの利用契約や管理、要介護認定の手続き
- 施設の入退所や支払いなどの契約手続き
- 医療サービス契約や入院に関する手続き
- 住居確保のための不動産の購入や賃借

る本人の気持ちや尊重し、その人らしい生き方ができるように支援していくことが後見人の仕事です。必要な時に、必要なお金を使うということが大事です。

桂ひな太郎 お金がかからむと、親子であれ兄弟であれ、もめることが多いものです。後でもめないように、あらかじめ家族で話し合っておくことが大切です。今は元気で、何でも自分で決められると思っても、将来のことはわかりません。だからこそ、「もしも判断能力が不十分になったら、こうしてほしい」「後見人は、この人をお願いしたい」

と事前に家族と話し合い、必要な事を決めておいた方がいいと思うんです。

編集部 ただ、将来のためにとはいえ、認知症になった時のことを考えて今から準備するのは、なかなか難しい部分があります。

桂ひな太郎 今すぐにとはいいません。将来的に成年後見制度を利用するという気持ちで、まずはノートなどを書いておき、必要に応じて書いておきます。それは後で、必ず役に立つはずなんです。例えば日記を書くように、自分が大事にしている物をどう処理してほ

しいのかを書き出しておくとか、葬式の時に知らせてほしい人の連絡先をメモするとか。もしもあなたが認知症になって判断能力がなくなっても、こうした日記やメモがあれば、第三者がどのように対応したらよいかかわかります。

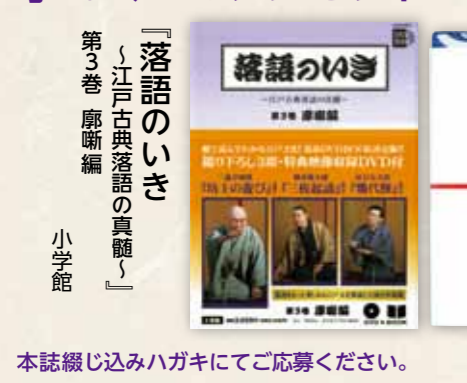
編集部 まさにエンディングノートですね。加齢とともに、心身の能力が減退するのはやむを得ないことです。そういう状態になった時に、支援してくれる後見人を事前に決めておくことは重要ですね。

としたいなと思っています。

編集部 落語家としてのこれからの活躍を大いに期待しています。そして、成年後見制度がもっと多くの人たちに利用されるよう、周知活動にますますがんばっていただきたいと思っています。今日はありがとうございました。

桂ひな太郎 後見落語をやり始めて、世の中のために役に立っていると思えるし、やりがいもあります。これからは、もっと工夫をしながら続けていこうと思っています。でも一番の目標は、やはり落語家

桂ひな太郎さん出演
サイン入り DVD BOOK & 手ぬぐいをプレゼント!



本誌綴じ込みハガキにてご応募ください。

法定後見制度の3つの種類

法定後見制度は、本人の判断能力の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの種類があります。

	後見	保佐	補助
支援される人	常に判断能力を欠いている 1人では日常の買い物もできず、誰かに代わってもらう必要がある人	判断能力が著しく不十分 日常の買い物はできるが、預貯金や財産の管理など重要な行為が1人でできない人	判断能力が不十分だが軽度な状態 日常の買い物はできるが、預貯金や財産の管理などの重要な行為に不安があり、支援があった方がよいと思われる人
支援する人	成年後見人 日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を代わっておこなう(代理権)。不適切な法律行為を必要に応じて取り消すこともできる(取消権)	保佐人 本人が選択した特定の法律行為を代理できる(代理権)。本人が法律行為をするにあたっては同意してよいか判断し、必要に応じて取り消すこともできる(同意権・取消権)	補助人 本人が選択した特定の法律行為を代理できる(代理権)。本人が法律行為をするにあたっては同意してよいか判断し、本人同意のもと取り消すこともできる(同意権・取消権)

ます増えると思います。講演会でも、脅かすようですけれど恐い世の中ですから気を付けてくださいと、注意を呼びかけています。

「良い後見人」選びが重要

編集部 後見人を選ぶ際に、気をつけるポイントがあれば教えてくださいませんか。

桂ひな太郎 息子や娘、親族などの身内に任せるのがいいのか、弁護士や司法書士、社会福祉士など第三者に任せるのがいいのか。財産の有無を含めて、自分がどのような状況にあるかによって違ってくると思います。例えば、これまで経営してきたアパートの管理もお願いしたい場合に税理士を後見人にするか、お金の管理という面での知識がありますから適任かもしれない。また、生活・医療・介護などに関する契約や手続きをおこなう身上監護をお願いしたい場合は、社会福祉士の方なら普段の業務として慣れているので心強い。とはいえ、最終的には人間性が一番大切なんです。

編集部 それはまた難しい…。

自分が認知できなくなっから余計に難しいです。よっぽど「この人なら！」という人がいれば別ですけど、第三者ではそうそういないので、一番頼れる身内になってしまおう。いっしょに生活している家族だったら、食事の支度から外出時の送り迎えもしてくれそうです。身内が後見人になるのが理想ではあります。ただ一方で、一番間違いが起りやすいのも身内なんです。

介護しやすいよう家をリフォームするために、親の定期預金から300万円ほど引き出そうとします。普通は本人でない金融機関からお金を引き出すことはできません。それが後見人ですと、特別な理由がなくても、本人同様にもお金を引き出すことができます。

きるので。その立場を利用し、病院への送迎とかの理由をつけて、実際には遊びに使う車の購入費用を親の預貯金から引き出すというケースもあるわけです。

編集部 本来、財産を守るはずの身内の後見人が、管理している財産を使い込んでしまうケースがあるわけですね。

桂ひな太郎 使い込みとは逆のケースもあります。親の預貯金は、いずれ自分の財産になるので、無駄遣いをされるだけ目減りしてしまう。そこで、できるだけお金を使わせないようにするんです。

編集部 成年後見制度を利用して



桂ひな太郎さんへの口演依頼などは下記からお問い合わせください

メール hinataro.com2011@ymdmail.jp
ホームページ http://www.hinataro.com/